

2013年8月2日

弁 護 団 声 明

北陵クリニック再審事件弁護団

北陵クリニック事件再審申立事件について、本日、第6回目の事前協議が行われ、弁護団から、「検察官意見書(2)に対する反論」とともに、「証拠調べ請求に関する意見書」を提出した。

「検察官意見書(2)に対する反論」でも述べられているとおり、検察官意見書(2)は、10歳女児の症状がマスキュラックスの症状とは合致しないとする池田意見書の第一部には全く反論していないばかりか、同女児がミトコンドリア病メラスであるとの診断に対しては、高乳酸血症、心筋肥大、左側難聴の症状がミトコンドリア病以外の原因でも生ずる等という、およそ医学的診断とは相容れない見解を示すものであった。しかも、検察官意見書(2)に添付された後藤雄一意見書は、「(同女児の)これらの症状がミトコンドリア病で説明可能である点は否定しません」と述べており、およそ池田意見書に対する反論と評価できるものではなかった。

しかるに、検察官は「これ以上の反論の予定はない」との見解を示した。

弁護団としては、再審請求審の現段階は、検察官側からは、守大助請求人側が提起している「再審を開始すべき合理的理由」に対して、意味のある反論は為されていないと評価すべき事態にあると考える。

本件再審請求手続は、昨年2月10日の申立から、既に1年半が経過しており、この間、請求人である守大助の貴重な時間が削られているのである。さらに、池田意見書でも述べられているように、10歳女児に対するミトコンドリア病の適切な治療を受ける権利も奪われているのである。

よって、弁護団としては、裁判所に対し、速やかに志田保夫証人と池田正行証人の尋問を実施し、本件再審請求審の手続を進めるよう求めるものである。